4長市会第30号

令和4年4月26日

　各　市　市　長　様

長崎県市長会

会長　田　上　富　久

（公印省略）

第１３１回長崎県市長会議における議案提出について（依頼）

本会の運営につきましては、日ごろから格別の御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、第１３１回長崎県市長会議（8月19日壱岐市開催予定）に付議する議案を取りまとめる必要がありますので、次の事項に御留意のうえ、各市の主管課において集約いただき、事務局へ御提出くださるようお願い申し上げます。

**１　提出議案について**

（１）各市に関連する議題、あるいは地域発展上の重要かつ政策的議題で、全市で協議調整し、国・県等に対し提言すべき事項であること。

　　※　別紙「03\_長崎県市長会提出議案取扱い基準」を参照願います。

（２）関係各市主管課長会議等において重要課題として十分審議されたものであり、特に、長崎県市長会においても国・県等に提言すべき事項と認められるものであること。

（３）国及び地方六団体の動き等にも留意すること。

　※　全国市長会からの要望及びそれに対する国の考えに関しては、全国市長会のインターネットHP＞メンバーズページ＞「本会からのお知らせ」＞「重点提言・提言事項経過概要」で把握できますので、必ず確認した上で要望文面を作成してください。

　　※　要望内容に関する直近の動きや改正等に留意し、その内容を積極的に提言文面に反映してください。

（４）県への提言について、「県提言事項に係る措置状況」の内容を必ず確認し、状況に応じた修正を加えること。

※　第129回の市長会からの提言に対する県からの回答となる「県提言事項に係る措置状況」をR4.3.18に各市に周知しておりますが、今回改めて添付ファイルで送付しております。

（５）長崎県市長会の提言は他県に比べても項目数が多い状況を踏まえ、提出議案につきましては、実現可能性なども考慮し、スクラップ＆ビルドに努めること。

※　削除については、05\_既存提言項目調査票（国）又は06既存提言項目調査票（県）にその理由も併せて記載してください。

（６）継続７回目の議案は見直し対象となり、別紙「03\_長崎県市長会提出議案取扱い基準」に記載のとおり、今回も提案される際は新規議案としての取扱いとなることから、改めて新規議案として提案するかどうかに関しては、担当市が中心となり関係市と調整のうえご提出ください。

**２　提出資料について**

　　以下について、電子メールで御提出ください。

**①　02\_議題提出票（別紙）**〔word〕

**②　05\_既存提言項目調査票（国）**〔excel〕

**06\_既存提言項目調査票（県）**〔excel〕

**③　07\_資料の更新について（整理表）**〔excel〕

**④　提言書中の資料【※最新版等へリニューアルしたもの】**

　　なお、提言書中の資料（関連する数値データ、図等）につきましては、別添「国・県への提言議案進行管理表」の担当市で進行管理をお願いします。**新規の場合は、提案市において資料作成をお願いします。（※別添「08\_作業における注意事項など」も御参照ください。）**

**３　資料のダウンロードについて**

　　議案等の資料については、長崎県市長会のHP（http://www.nagasaki-mayors.jp/）会員専用のぺージ(ID：shichokai,パスワード：shichokai\_4393)からダウンロードしてください。

**４　提出期限**

**令和４年６月１０日（金）まで（期限厳守でお願いします。）**

**５**

　　長崎県市長会事務局　担当：倉富　　電話 (095)811-4955

**E-mail:nagasaki-shichokai@poppy.ocn.ne.jp**

|  |
| --- |
| 〔議題作成の留意事項〕  ・文面はシンプルでわかりやすく  ・直近の動向があれば盛り込んで  ・提言した内容を簡潔に表現（何が問題でどうしたい）  ・説明資料をわかりやすく工夫（内容・現状等を数値的に）  ・単なる要望にとどまらず、提案型の内容で |